

公定価格と利用者負担について

平成26年10月

1 公定価格の概要

- 市町村の確認を受けた施設・事業は、公定価格に基づき財政支援を保障

「公定価格」……教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

「利用者負担額（保育料）」…政令で定める額を限度に、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

$$\text{給付費} = \text{公定価格} - \text{利用者負担額}$$

- 給付に係る財政内訳は次のとおり。消費税増収分等を財源として、公私ともに質改善等が図られる。

特定教育保育施設（私立）及び地域型保育給付の負担割合 ⇒ 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

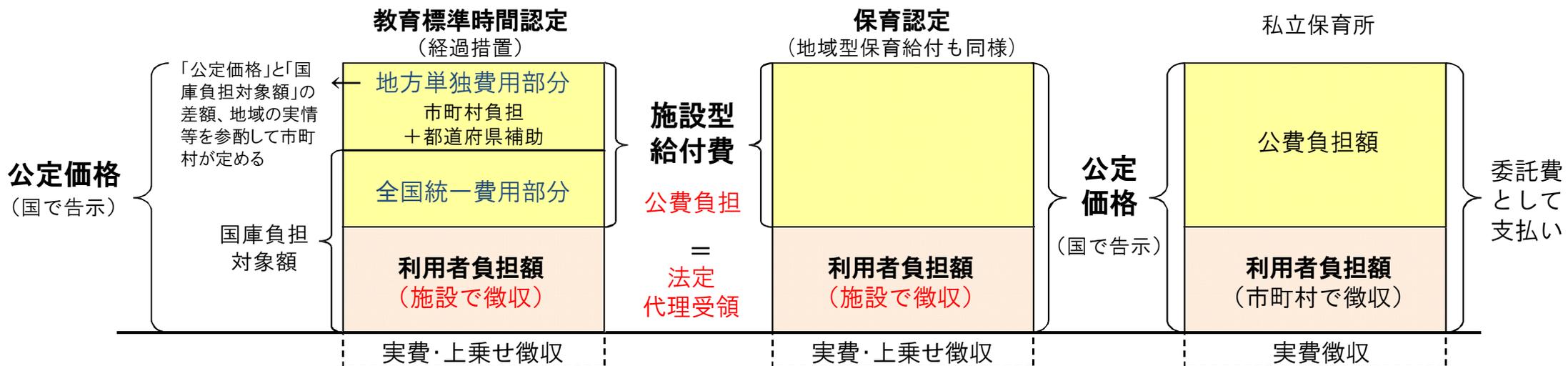
※教育標準時間認定のに係る給付・財政負担等については経過措置を適用。

公立施設（地域型保育給付を除く） ⇒ 市町村10/10（地方交付税措置による一般財源）

- 市町村が定める利用者負担額のほか、「実費徴収」（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、
「上乗せ徴収」（教育・保育の質の向上を図るための対価。事前説明・書面同意を要する）の徴収も可。

《施設型給付》

《委託費》



※上乗せ徴収は市町村と協議

【参考：各事項の関係（公定価格関係）】

保育の必要性の認定

➤ 給付等の支給に当たって必要な認定の基準等

- ・ 認定区分
 - ①教育標準時間認定（3歳以上）
 - ②保育認定（3歳以上）
 - ③保育認定（3歳未満）
- ・ 保育必要量（保育標準時間・保育短時間）

認可基準等

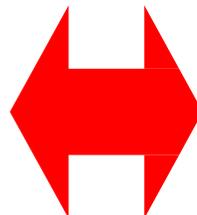
➤ 施設・事業の適切な運営を確保するための基準等

- ・ 職員配置基準
- ・ 施設基準
- ・ 施設・事業に求める実施内容等

確認制度

➤ 公費による財政支援の対象となることを確認するための基準等

- ・ 利用定員
- ・ 運営基準



公定価格

➤ 左の各事項を踏まえ、教育・保育に要する費用を算定

○共通要素①

- ・ 認定区分・年齢別
- ・ 保育必要量
- ・ 利用定員別
- ・ 地域区分別

※ 定員区分については、市町村が確認する教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を用いる。

○共通要素②

- ・ 人件費
- ・ 事業費
- ・ 管理費

○各種加算等

○その他

利用者負担

- ・ 基本負担額（保育料）の水準

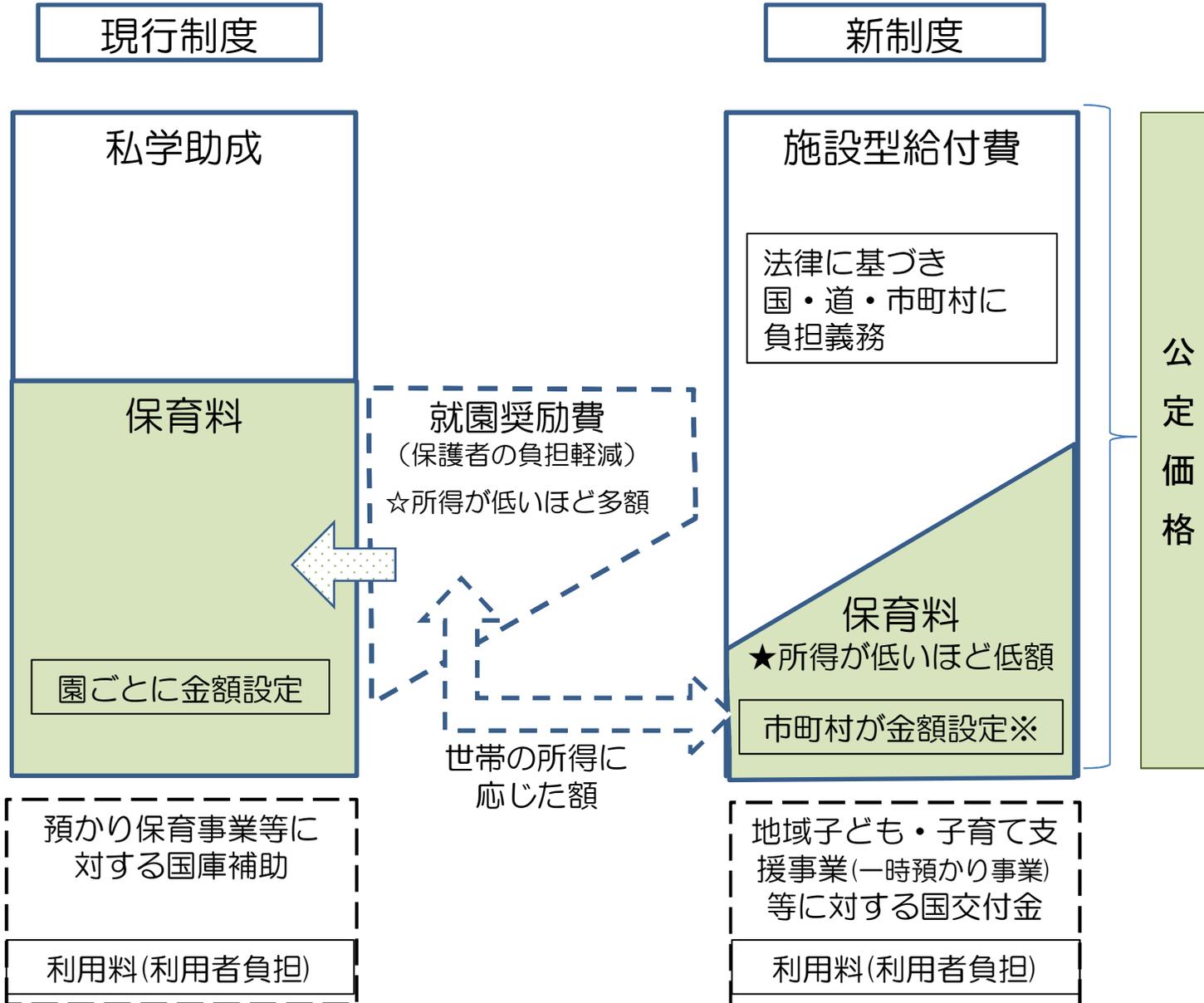
- ・ 実費徴収、上乗せ徴収

公費のしくみ【幼稚園】

私学助成対象幼稚園

新制度に移行する幼稚園

◎主な相違点



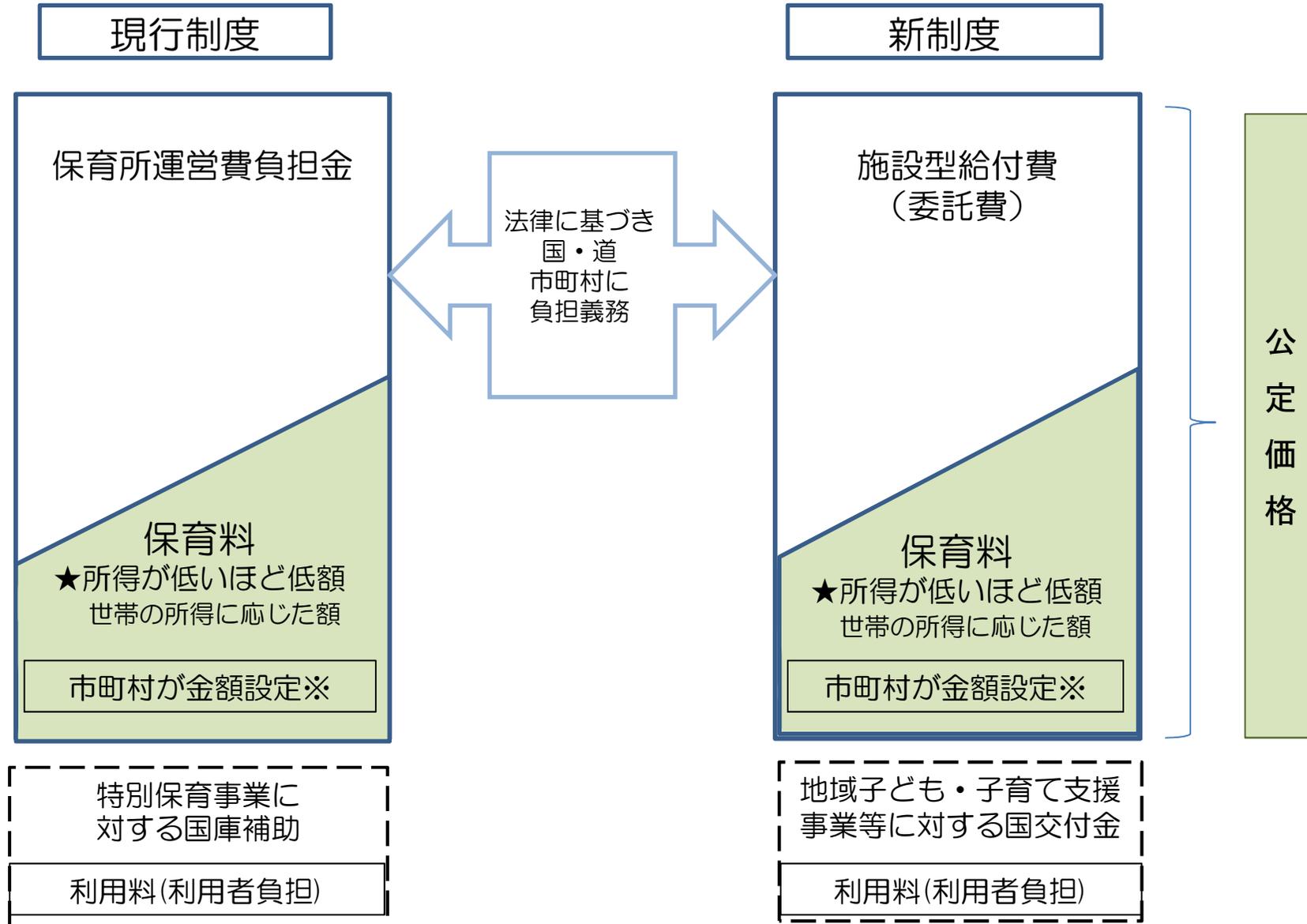
○幼稚園に対する公費は、現行制度と新制度では大きく異なる。

《現行制度(私学助成)》
「保育料の水準」+「私学助成の水準」が運営経費に影響

《新制度(施設型給付)》
「公定価格の水準」が運営経費に影響(保育料の水準は運営経費に影響しない)。

※利用者にとっては、施設型給付の幼稚園になると、保育料(基本負担額)は市が所得に応じて定める金額になる。

公費のしくみ【保育所】



◎ 名称等は変更になるが、大枠の仕組みはこれまでと変更なし。

教育標準時間(1号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※幼稚園の場合

現行水準ベース

基本額

- ▶ 人件費 【教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1

 - 園長
 - 教諭(年齢別学級編制確保分含む)
 - 学校職員
 - 非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- ▶ 管理費
 - 事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等
- ▶ 事業費
 - 教材費等

加算額

- ▶ 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - 満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
 - 副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
 - チーム保育加配加算
 - 通園送迎、給食実施加算(人件費(業務委託)分)
 - 処遇改善等加算
- ▶ 主に管理費
 - <事業の実施状況に応じて加算>
 - 外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
 - 施設機能強化推進費加算
 - <幼稚園等の所在地域に応じて加算>
 - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

- ▶ 配置基準を満たさない場合(経過措置) 等

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- ▶ 人件費
 - 事務負担への対応
 - ▶ 保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日) 週5日分に引上げ
- 全施設で主幹教諭等を専任化し基本額に組み込み、補助者の経費を引上げ

加算により対応することが想定されるもの

- ▶ 主に人件費
 - 職員配置の改善 4歳児の配置改善(30:1→25:1)
 - 3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 職員処遇の改善(+3%) 加算率+5%に引上げ
 - 処遇改善等加算を充実
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - 主幹教諭等を専任化するための職員を加配
 - 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - 子育て支援に係る事務経費
 - 栄養士の配置(嘱託) 療育支援の補助者の人件費を引上げ
子育て支援活動経費を引上げ
- ▶ 主に管理費 嘱託を非常勤に改善
 - 小学校との接続改善(保幼小連携) 接続改善の人件費も措置
 - 第三者評価の受審費用

※「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

保育標準時間・短時間(2号・3号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※保育所の場合

現行水準ベース

基本額

- 人件費
 - ・保育士
 - ・調理員
 - ・非常勤職員(嘱託医等)雇上費
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - ・給食材料費、保育材料費等

【保育士の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- 人件費
 - 保育認定の2区分に応じた対応
 - ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加(年2日)
- 年5日分に引上げ

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・所長設置加算
 - ・事務職員雇上費加算
 - ・主任保育士専任加算
 - ・夜間保育加算
 - ・処遇改善等加算
 - ・入所児童処遇特別加算
- 主に管理費
 - ＜事業の実施状況に応じて加算＞
 - ・施設機能強化推進費
 - ＜保育所等の所在地域に応じて加算＞
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

加算により対応することが想定されるもの

- 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - ・4歳児の配置改善(30:1→25:1)
 - ・1歳児の配置改善(6:1→5:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - ・処遇改善等加算を充実
 - 休日保育の充実
 - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - ・子育て支援に係る事務経費
 - 栄養士の配置(嘱託)
 - 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用
- 加算率+5%に引上げ
- 人件費の引上げ
- 療育支援の補助者の人件費を引上げ
子育て支援活動経費を引上げ
- 嘱託を非常勤に改善
- 接続改善の人件費も措置

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合

等

2 利用者負担について

○新制度の利用者の基本負担額（保育料）については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされ、幼稚園、保育所ごとに国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

○国が定める水準は、最終的に平成27年度予算編成を経て決定することとなる。

※ 国が定める水準については、1号認定、2・3号認定それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

1号認定の利用施設 = 幼稚園、認定こども園（教育）

2号・3号認定の利用施設 = 保育園、認定こども園（保育）、地域型保育給付

(国が示した案) 1号認定

教育標準時間認定（幼稚園利用）を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

現行制度

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	～270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円



新制度

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

○実際の保育料等の平均値（全国）から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。
○なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる検討がされている。

(国が示した案) 2号認定

保育認定を受けた子ども(満3歳以上)の利用者負担のイメージ(月額)

現行制度

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯	~260万円	6,000円
③市町村民税 課税世帯	~330万円	16,500円
④所得税額 40,000円未満	~470万円	27,000円
⑤所得税額 103,000円未満	~640万円	41,500円
⑥所得税額 413,000円未満	~930万円	58,000円
⑦所得税額 734,000円未満	~1130万円	77,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円~	101,000円



新制度

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円
③市町村民税課 税世帯(所得税 非課税世帯)	16,500円	16,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円

- 現行制度では基本的に所得税額を基に算定、新制度では基本的に市町村民税を基に算定する。
- 標準保育時間では、おおむね現行と同水準を想定している。

1号認定(幼稚園)の保育料設定の考え方

2号・3号認定

現在の保育料とおおむね同水準となることを基本

1号認定

保育所の保育料考え方と、次の要素を踏まえて設定していく（検討）

- 国が仮の価格とした基準（上限額）
これまで各幼稚園園独自で設定されてきた保育料等について、新制度において国基準額が改めて示されたこと。
- 保育所の保育料の設定方法との整合
関連3法の国会での付帯決議においては、利用者負担の具体的な水準の設定に当たっては、保育所の利用者負担との整合の確保に配慮することとされたこと、また、これまでの幼稚園就園奨励費の制度設計は、幼稚園保育料と保育所保育料との平準化の観点から措置されてきている。
- 幼稚園の預かり保育利用時の保育料と、保育所保育料とのバランス
同程度の保育時間サービスに対する負担水準、1号認定と2号認定が混在する認定こども園内での負担水準差に配慮し、同一保育時間を利用する場合の負担水準のバランス。
- 公定価格に含まれる費用の整理
現行の就園奨励費適用後の実負担水準のほか、公定価格に含まれる施設維持費、暖房費など、保育料に含むものの整理。なお、国の子ども・子育て会議においては、1号認定の子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を、また、保育認定を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して、それぞれ利用者負担を考慮するものとし、その際は両者の整合性確保に配慮する整理がされている。
- 近隣自治体の水準
地理的に市をまたがった広域的な利用（通園）があることから、近隣自治体の保育料との比較も必要。
なお、市内の幼稚園の保育料等の平均額は、全国平均額を大きく下回っている状況である。

※ 設定あたっては、低所得階層に一定の配慮が必要